

学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人専修大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める役員のうち、非常勤役員の退任時に支給する退任慰労金について、その算出方法及び支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退任慰労金の支給の条件)

第2条 退任慰労金は、在任年数が満2年以上の場合に支給する。

(在任年数)

第3条 在任年数とは、非常勤役員として発令された日から退任した日までの年数をいう。ただし、再任された場合は、在任年数は継続するものとする。

(退任慰労金の算出及び支給)

第4条 退任慰労金の算出は、次の方法による。

- (1) 退任慰労金は、在任年数1年につき5万円とする。
- (2) 在任年数に端数が生じた場合は、6か月未満のときは0.5年、6か月以上のときは1年として計算する。
- (3) 在任年数が継続して9年以上にわたるとき、及び在任中の功労が顕著なときは、第1号の退任慰労金に加えて、特別功労加給金を支給することができる。
- (4) 前号の特別功労加給金は、当該非常勤役員の在任年数に1万円を乗じて得た額を上限とする。

(退任慰労金の不支給)

第5条 非常勤役員が寄附行為第12条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由により解任された場合は、退任慰労金を支給しない。

(退任慰労金の支給時期)

第6条 退任慰労金の支給は、非常勤役員の退任後、1か月以内に行うものとする。

(事務所管)

第7条 この規程に関する事務は、理事長室秘書課の所管とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 2 月 4 日から施行し、昭和 55 年 1 月 25 日から適用する。
- 2 昭和 43 年 10 月 1 日制定の「非常勤役員の特別賞与支給取扱内規」は、本規程施行と同時に廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(題名の変更)

- 2 この規程の施行に伴い、題名を非常勤役員の退任慰労金支給規程から学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程に変更する。